

法定検査はなぜ必要か

法定検査に対して最も多い質問は、「定期的に検査を実施し、年一回の清掃もしているのに、なぜその上に検査が必要なのか」というものです。

あなたが定期的に行っているのは、検査ではなく、保守点検です。保守点検を行っていても、年一回の検査が必要です。それは次のような理由からです。

あなたが浄化槽を設置するとき、行政窓口に設置届書を提出されます。その書類には、「この浄化槽から排出する水は、こういう水質の水を流しますので許可願います」という意味の事が書いてあります。ところが行政としては、その後どんな水質の水が流されているのかわからないわけです。許可した以上その内容を把握する必要がありますから、第三者機関として公正中立的な立場の指定機関による検査を行わせ、その結果を報告するように法律で義務づけたわけです。(これを法定検査といいます。)

その検査内容の一例を挙げますと、放流される水が適正值の範囲内であるかどうか、また保守点検、清掃が適正に実施されているかどうかなどを検査し、維持管理の不適正なものについては、北海道(各支庁)や市町村に報告しています。報告を受けた北海道(各支庁)や市町村では、それに基づいて浄化槽管理者に指導、勧告を行うわけです。

それでは、保守点検業者は何をするのかと言いますと、それはいつ検査が行われたとしても届出どおりの水質が出るように、定期的に維持管理をします。

具体的には、浄化槽は微生物の働きによって汚れた水をきれいにする訳ですから微生物が働きやすい環境、状況を常に保つために浄化槽内の機器の調整などを行いブローの調子はどうか、また消毒剤は切れていないかなどをみるのが保守点検です。ですから、検査と保守点検は、趣旨、目的がまったく違うのです。

大切な海や川を汚さないために、年一回の健康診断にあたる法定検査を必ず受けましょう。